# 市川市高齢者サポートセンター一覧

●窓□開設日 月~金曜日(祝日・年末年始を除く)

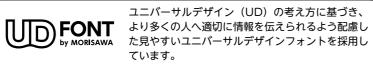
●窓□開設時間 8:45~17:15

TF C					
番号	センター名	担当地区	所在地	電話番号	
0	高齢者サポートセンター 国府台	国府台	国府台5-25-4	☎047-373-6539	
2	高齢者サポートセンター 国分	北国分、中国分、堀之内、 稲越、東国分、国分	東国分1-27-18	☎047-318-5565	
3	高齢者サポートセンター 曽谷	曽谷	曽谷1-12-1	☎047-371-6161	
	<b>京松女共培</b> ↓ <b>↓ 、</b> □		大町537	☎047-338-6595	
る齢者サポートセンター 大柏		大町、大野町、南大野、柏井町、 奉免町	南大野2-3-19 (大柏出張所内)	☎047-303-9555	
6	高齢者サポートセンター 宮久保・下貝塚	宮久保、下貝塚	下貝塚3-31-2	☎047-373-0763	
6	高齢者サポートセンター 市川第一	市川、市川南3・4丁目 真間1丁目	市川南1-1-1-207-2 (ザ タワーズイースト2階)	☎047-700-5139	
7	高齢者サポートセンター 市川第二	市川南1・2・5丁目、新田、 平田、 大洲、大和田、 稲荷木、東大和田	大洲1-18-1 (急病診療・ふれあいセ ンター2階)	☎047-320-3105	
8	高齢者サポートセンター 真間	真間2~5丁目	真間2-3-11	☎047-322-8811	
9	高齢者サポートセンター 菅野・須和田	<b>菅野、須和田、東菅野</b>	菅野6-18-21 ママセントラルハウス1階	☎047-326-7737	
10	高齢者サポートセンター 八幡	八幡、南八幡	南八幡3-4-10 加藤ビル1階	☎047-376-3200	
•	高齢者サポートセンター 市川東部	北方町、本北方、若宮、北方、 中山、鬼越、高石神、鬼高	鬼越1-3-2	☎047-334-0070	
<b>@</b>	高齢者サポートセンター 信篤・二俣	田尻、高谷、原木、二俣、 上妙典、 二俣新町、 高谷新町、東浜	高谷1854	☎047-327-3366	
<b>B</b>	高齢者サポートセンター 行徳	河原、妙典、下妙典、下新宿、 本行徳、本塩、関ヶ島、伊勢宿、 富浜、末広、塩焼、宝、幸、 加藤新田、高浜町、千鳥町	本行徳5525-4 丸大行徳ビル2階 <sup>※1</sup>	☎047-312-6070	
14	高齢者サポートセンター 南行徳第一	押切、湊、湊新田、香取、 欠真間、相之川、広尾、 新井、島尻、南行徳	新井2-21-19 TTアベニュー205	☎047-359-6660	
<b>(</b>	高齢者サポートセンター 南行徳第二	行徳駅前、入船、日之出、 新浜、福栄、塩浜	日之出17-9 アルテ102	☎047-712-8022	

※1 高齢者サポートセンター行徳にはエレベーターがありません。来所が難しい場合は、行徳総合病院1階の相談室での対応となりますので、総合受付にお声がけください。



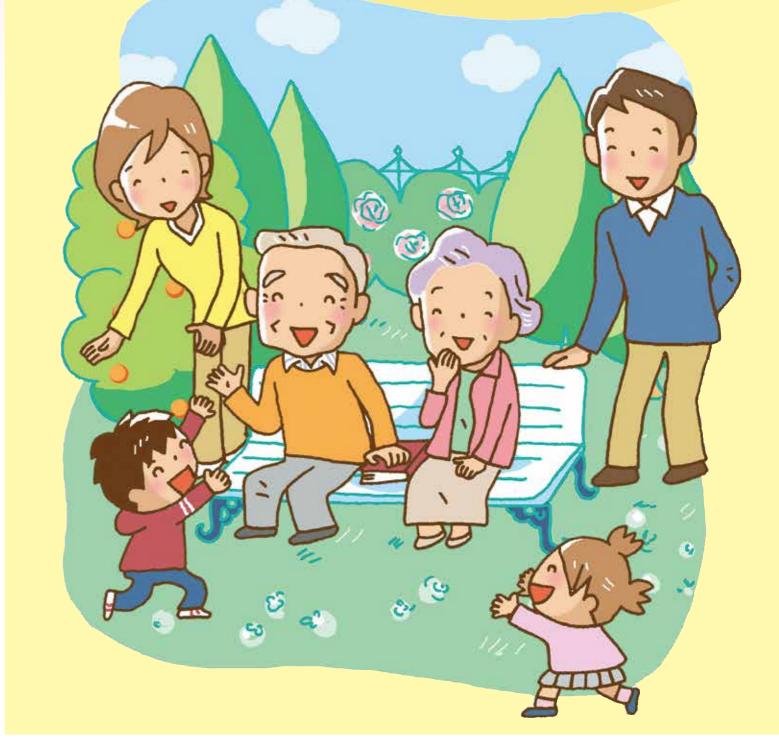




禁無断転載©東京法規出版 KG012560-1794529

# あかるい暮らしをささえる

# 介護保險



介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上の人が被保険 者となって保険料を納め、介護や支援が必要になったときには、費用の一部を支払って サービスが利用できる、支え合いの制度です。

# わたしたち

40歳以上の人が介護保険の被保険者になります。

# 65歳以上の人(第1号被保険者)

原因を問わず、介護や支援が必要になったときに、市川市の 認定などを受けてサービスが利用できます。



※65歳以上の人で、交通事故などの第三者による行為が原因で介護保険を利用する場合は、市川市への届け出が必要です。 示談にする前に市川市の担当窓口へご連絡ください。

# 40~64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)

加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の 障害を引き起こす疾病(特定疾病)で介護や支援が必要になっ たときに、市川市の認定を受けてサービスが利用できます。



/ 医師が一般に認められている医学的 知見にもとづき回復の見込みがない 状態に至ったと判断したものに限る

- ●関節リウマチ
- ●筋萎縮性側索硬化症
- ●後縦靱帯骨化症
- ●骨折を伴う骨粗鬆症
- ●初老期における認知症

- しんこうせいかくじょうせいま ひ だいのう ひ しっき ていかくへん せいしょう ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症
- およびパーキンソン病
- ●脊髄小脳変性症
- ●**脊柱管狭窄症**
- ●早老症
- ●多系統萎縮症
- ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症 および糖尿病性網膜症

- ●脳血管疾患
- ●閉塞性動脈硬化症
- ●慢性閉塞性肺疾患
- ●両側の膝関節または股関 節に著しい変形を伴う変 形件関節症

# 介護保険被保険者証と介護保険負担割合証が交付されます

#### ■介護保険被保険者証

介護保険の被保険者には65歳になったら、1人に1枚介護保険被保険者証が交付されます。介護保 険のサービスを利用するときなどに使います。

#### ■介護保険負担割合証

介護保険の認定を受けている人などに交付されます。サービスを利用したときの利用者の負担割合 (1割から3割、くわしくはP6)が記載されています。サービス利用時に事業者に提示してください。

※掲載している内容については、今後見直される場合があります。

# 市川市 (保険者)

介護保険制度を運営します。

#### わたしたちへ

護・要支援認定の申

- ●介護や支援が必要な人に、要介護認定や基本チェックリ ストを実施します。
- ●介護保険被保険者証、介護保険負担割合証を交付します。





# 高齢者サポートセンター (地域包括支援センター)

みなさまが住み慣れたまちで安心して暮らしていくために、 必要な援助や支援をする地域の総合相談窓口です。







#### わたしたちへ

●総合的な相談・支援

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、高齢者虐待防止などの 権利擁護についての相談も受け付けています。

●介護予防に関すること

要支援1・2と認定された人や、介護予防・生活支援サービス事業対象者 と判定された人が自立して生活できるよう、介護予防の支援をします。



# サービス事業者

指定を受けた事業者がサービスを提供します。

#### わたしたちへ

◆ケアプランに基づいて居宅サービス、施設サービス、 地域密着型サービス、介護予防・生活支援サービス を提供します。

3



# **(**)

# サービス利用までのながれ

介護保険のサービスを利用するときは、高齢者サポートセンターや市川市の担当窓口に 相談しましょう。

必要な介護や支援の度合いによって、受けられるサービスが異なります。

# 1 相談します

高齢者サポートセンター(巻末参照)または市川市の担当窓口に 相談します

#### 市川市の担当窓口

- ●地域包括支援課(第1庁舎内)
- ●介護福祉相談窓口(行徳支所内)
- (例) ●介護予防に取り組みたい人
  - ●日常生活の困り事がある人





- 例 ●介護サービスを利用したい人
  - ●介護や支援が明らかに必要とされる人





2 基本チェックリストの実施 または 要介護・要支援認定の申請

# 基本チェックリストを受けます

適切なサービスを提供するため心身の 状況を調べます

基本チェックリストとは 介護の原因となりやすい 生活機能の低下がないか、 運動、口腔、栄養などの 25項目について「はい」 「いいえ」で答える質問票 です。



チェックしたその場で 判定結果がわかります。

- ※一般介護予防事業のみ利用の場合は、基本チェックリストを 受ける必要はありません。
- ※40~64歳の人は、要介護認定の申請をしてください。

#### 要介護・要支援認定の申請をします

市川市の窓口に要介護・要支援認定の申請をします。申請は、本人や家族のほかに、高齢者サポートセンターまたは居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

#### 申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- ●医療保険に加入していることが確認できるもの (第2号被保険者)
- 主治医の氏名(フルネーム)、診療科、医療 機関の名称・住所地・電話番号のわかるもの (申請書に記入していただきます)
- ※このほかに、本人や代理人の本人確認書類などが必要です。

#### 高齢者 サポートセンター

市川市が設置する高齢者の総合相談窓口です(連絡先は巻末参照)。

#### 居宅介護支援 事業者

ケアマネジャーがい る事業者です。

#### ケアマネジャー (介護支援専門員)

介護の知識を広く持った専門家です。利用者に適したケアプランを作成し、利用者とサービス提供事業者の間に立って連絡、調整します。

#### ケアプラン

どんなサービスを、いつ、 どのくらい利用するのかを決 めた計画書のことです。この ケアプランにもとづいてサー ビスを利用します。

# 3 認定調査・判定

認定された区分により、 利用できるサービスが 異なります



# 介護や支援を必要としない人

#### 介護予防・生活支援サービス事業対象者 (以下「事業対象者」)

√基本チェックリストにより生活機能 <sup>↑</sup> の低下がみられた人

#### 認定調査を行います

認定調査員が自宅などを訪問し、 心身の状況を調査します。

調査結果と主治医意見書をコンピュータで判定(一次判定)し、介護認定審査会で審査され、以下の区分に判定(二次判定)されます。

#### 非該当

要介護や要支援に認定されなかった人

#### 要支援 1 • 2

要介護状態が軽く、サービスを利用 することで生活機能が改善する可能性 の高い人

#### 要介護 1~5

介護が必要な人

# 4 サービスの利用

ケアプランや介護予防ケアプランにも とづいてサービスを利用します

# 介護予防・日常生活支援総合事業

を利用できます。

#### 一般介護予防事業

65歳以上のすべての人が利用できるサービスです。

#### 介護予防・生活支援サービス事業

高齢者サポートセンターで課題を分析し、 目標を決めて、必要に応じてケアプランを作 成します。

# 介護予防サービス

を利用できます。

高齢者サポートセンターまたは指定された 居宅介護支援事業者で課題を分析し、目標を 決めて、介護予防ケアプランを作成します。

#### 介護サービスを利用できます。

#### 在宅でサービスを利用する場合

居宅介護支援事業者のケアマネジャーが作成したケアプラン原案をもとに、利用者と家族、ケアマネジャー、サービス事業者で話しあい、ケアプランを作成します。

#### 施設に入所する場合

入所を希望する介護保険施設に直接申し 込みます。施設のケアマネジャーがケアプランを作成します。

5

P10

P12

P14

# サービスを利用したときの費用

# サービスにかかった費用の1割から3割を負担します

介護保険のサービスを 利用したとき、原則とし てかかった費用の1割、 一定以上所得者は2割ま たは3割をサービス事業 者に支払います。

利用者負担の割合	対象となる人
3割	次の ②の両方に該当する場合  ◆本人の合計所得金額が220万円以上  ②同一世帯にいる65歳以上の人(本人含む)の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
2割	3割に該当しない人で、次の●②の両方に該当する場合 ●本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人(本人含む)の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の人及び65歳未満の人

## 介護保険で利用できる額には上限があります

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて利用できる上限額(支給限度額)が決められています。上限の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割から3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額が利用者の負担となります。

#### ●おもな在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額		
要支援1	50,320円		
要支援2	105,310円		
要介護1	167,650円		
要介護2	197,050円		
要介護3	270,480円		
要介護4	309,380円		
要介護5	362,170円		

<sup>※</sup>上記の支給限度額は標準地域のもので、地域差は勘案していません。

#### 支給限度額が適用されないサービス

(内容によっては支給限度額が適用される場合もあります)

#### 要支援1・2の人のサービス

- ●介護予防居宅療養管理指導●介護予防特定施設入居者生活介護
- ●介護予防認知症対応型共同生活介護●特定介護予防福祉用具販売
- ●介護予防住宅改修費支給

6

#### 要介護 1~5 の人のサービス

- ●居宅療養管理指導 ●特定施設入居者生活介護
- ●認知症対応型共同生活介護 ●地域密着型特定施設入居者生活介護
- ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ●特定福祉用具販売 ●住宅改修費支給

# 利用者負担が高額になったとき

	区分	自己負担上限額(月額)		
市民税課税世帯	課税所得690万円(年収約1,160 万円)以上である65歳以上の方が いる世帯	世帯:140,100円		
	課税所得380万円(年収約770万円)以上690万円(年収約1,160万円)未満である65歳以上の方がいる世帯	世帯: 93,000円		
115	市民税課税世帯で上記に該当しな い世帯	世帯: 44,400円		
市民税	世帯全員が市民税非課税で下記に 該当しない世帯	世帯:24,600円		
市民税非課税世帯	・課税年金収入金額とその他の合計所 得金額の合計が80.9万円以下の方 ・老齢福祉年金を受給している方	世帯:24,600円 個人:15,000円		
	生活保護を受給している方	個人:15,000円		

#### ●介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額 (同じ世帯内に複数の利用者がいる場合には、世帯合 計額) が一定額を超えたときは、申請により超えた分 が高額介護サービス費等として後から支給されます。

# ●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で 合算して高額になった場合は、限度額を超えた分が 支給される高額医療・高額介護合算制度があります。

# 介護保険の保険料について

介護保険は、40歳以上のみなさまが納めている介護保険料と公費を財源としています。 介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料の納付 にご協力をお願いします。

# 65歳以上の保険料





◆決まり方■

保険料は、介護サービスにかかる費用の見込額などから算出された保険料基準額(年額)をもとに、 前年の課税状況や所得に応じて決まります。

#### 保険料基準額 (年額)

介護サービスにかかる 費用の見込額



65歳以上の方の 負担割合(23%)



65歳以上の方の人数

※基準額は、市町村ごとにサービスにかかる費用などに応じて決まります。

#### ◆納め方■

受給している年金の額によって決まります。個人で選ぶことはできません。

## 年金が年額18万円以上の方

#### 年金から納めます(特別徴収)

年金の支給(年6回)の際に、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。特別徴収の対象となるのは、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金などです。

#### 年金が年額18万円以上でも 納付書払い(普通徴収)となる場合があります

- ●年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
- ●他の市区町村から転入した場合
- ●年度途中で保険料額が変更になった場合
- ●年金の支給が差し止めになった場合

など

# 年金が年額18万円未満の方

#### 納付書や口座振替で納めます(普通徴収)

送付される納付書で、介護保険料を市川市に 個別に納めます。

#### 口座振替がおすすめです

普通徴収の納付には、簡単で便利な口座振替をおすすめします。次のものを持って市川市指定の金融機関で手続きしてください。

- ●介護保険料の(決定)通知書
- ●預(貯)金通帳
- ●印かん (通帳届出印)

#### ●保険料を納めないでいると

滞納期間に応じて延滞金が発生するほか、法令に基づき財産が差し押さえられることがあります。 また、介護サービス利用時に、保険給付が制限されます。

# 40~64歳の保険料





加入している医療保険の算定方法により保険料額が決められ、医療保険料とあわせて納めます。

- ◆市川市の国民健康保険に加入している方 ━━━━
  - 保険税は所得などによって決められ、国民健康保険税として世帯ごとに世帯主が納めます。
- ◆職場の医療保険に加入している方 ---

保険料は介護保険料率と給与・賞与に応じて決められ、医療保険料とあわせて徴収されます。

7

# サービスの種類

利用できるサービスを確認しましょう

介護予防·日常生活支援総合事業 ▶ P8

一般介護予防事業 🛚

すべての高齢者

介護予防・生活支援サービス事業■

事業対象者 要支援 1・2

介護予防サービス P10

要支援 1・2

生活する環境を整えるサービス▶P11

要介護 1~5 【 要支援 1 ⋅ 2 】

介護サービス P12

要介護 1~5

地域密着型サービス▶P15□

# 介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上のすべての人を対象とした、介護予防のための事業です。介護保険の 認定を受けていなくても、一人ひとりの生活にあわせたサービスを利用することが できます。

# 一般介護予防事業 65歳以上のすべての人

# 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する講座の開催や各種媒体等を通じて、

介護予防活動について周知します。

※事業の詳細は、右の二次元コードを読みとって 公式webサイトをご覧ください。



#### 地域介護予防活動支援事業

地域住民が主体となって行う介護予防活動の支援を行います。

#### 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを強化するため、住民主体で行う通いの場等にリハビリテー ション専門職等が出向き、支援します。

利用者の自己負担額は、「サービス費用のめやす(黄色の枠内)」の1~3割です。掲載している金額のほか に、サービス内容や地域による加算などがあります。

★サービスによっては別途、食費、居住費等、日常生活費がかかる場合があります。

# 介護予防・生活支援サービス事業 事業対象者 要支援 1・2

介護保険の認定を受けなくても、"基本チェックリスト"(P4)に該当すれば利用 することができます。

## 介護予防訪問型サービス

ホームヘルパーが居宅を訪問し、介護予防・自立支援を目 的とした身体介護や調理・洗濯などの生活援助を行います。

●サービス費用のめやす(月単位の定額)

事業対象者・要支援1▶週1回程度12,583円 要支援2▶週2回程度25,134円



# 介護予防通所型サービス

デイサービスセンターで、介護予防・自立支援を目的とした食事 入浴などの日常生活上の支援や、生活向上のための支援を行います。

●サービス費用のめやす

事業対象者・要支援1▶1回につき4,556円 要支援2 1回につき4.671円



## 基準緩和通所型サービス

デイサービスセンターで、介護予防・自立支援を目的とし たレクリエーションや簡単な体操などを行います。

●サービス費用のめやす

事業対象者・要支援1▶1回につき3,720円 要支援2 1回につき3,825円



# 短期集中予防サービス

日常生活の活動性を高めることを目的に、リハビリ専門 職が3か月間個別プログラムを実施し、可能な限り自立した 生活が送れるよう支援します。

●サービス費用のめやす

事業対象者・要支援1・要支援2 ▶自己負担額なし

#### ●その他の生活支援やサービスなど

見守りや栄養改善を目的とした配食サービスや、安否確認や緊急時の対応 を行う見守りサービス、外出支援、地域の支え合いやNPO法人等による生 活援助など、日常の暮らしを支えるさまざまなサポートがあります。

お困りごとがありましたら、お近くの高齢者サポートセンターにお問合せ ください (連絡先は巻末参照)。

# 介護予防サービス 要支援1・2

#### ○訪問を受けて利用するサービス

# 介護予防訪問入浴介護

疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員 に移動入浴車で訪問してもらい、入浴の支援が受けられます。

#### ●サービス費用のめやす

要支援1・2▶1回につき9.159円

## 介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問しても らいリハビリテーションが受けられます。

#### ●サービス費用のめやす

要支援1・2 1回につき3,143円

※20分間リハビリテーションを行った場合。

## 介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な人が、医師、歯科医師、薬剤師、管理 栄養士などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的 とした療養上の管理や指導が受けられます。

#### ●サービス費用のめやす

医師が行う場合▶5,150円 (1か月に2回まで)

#### 介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人が、看護師などに 居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とし た療養上の世話や診療の補助が受けられます。

#### ●サービス費用のめやす

訪問看護ステーションから(30分未満の場合) ▶4.825円 病院または診療所から(30分未満の場合)▶4,087円

#### ○施設に通って利用するサービス

#### 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設などで、食事・入浴などの日常生 活上の支援やリハビリテーション、目標にあわせたサ ービスが受けられます。

#### ●サービス費用のめやす(月単位の定額)

要支援1・2▶23,927円・44,605円

※送迎、入浴を含む。

利用者の目標に応じたサービスが利用できます。組み合わせて利用することもできます。

栄養改善

管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りなどをします。

□腔機能向上 歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。

#### ○短期間入所して利用するサービス

#### 介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護予防 を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

#### ●サービス費用のめやす(1日)

併設型・多床室の場合

要支援1・2 4,758円・5,918円

※共生型サービス事業所の場合は、障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

## 介護予防短期入所療養介護

医療施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医学的 管理のもとでの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

#### ●サービス費用のめやす(1日) 多床室の場合

要支援1・2▶6.405円・8.088円

# ○施設に入居して利用するサービス

# 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者が、介護予 防を目的とした日常生活上の支援や介護を受けられます。

#### ●サービス費用のめやす(1日)

要支援1・2▶1,912円・3,270円

# 生活する環境を整えるサービス

日常生活の自立を支援する福祉用具を貸し出します

#### 福祉用具貸与 要介護 1~5 介護予防福祉用具貸与 要支援 1・2

日常生活の自立を支援するための福祉用具(下記の品目)を借りること ができます。要介護区分によって、対象となる品目が変わります。

#### 要介護4・5の人の対象品目

● **自動排泄処理装置** ※尿のみを吸引するものは要支援1・2、 要介護1~3の人も利用できます

#### 要介護2~5の人の対象品目

- ●車いす(車いす付属品を含む) ●特殊寝台(特殊寝台付属品を含む) ●床ずれ防止用具
- ●体付変換器●認知症老人徘徊感知機器●移動用リフト(つり具を除く)

#### 要支援1・2、要介護1~5の人の対象品目

- ●手すり(工事をともなわないもの)●スロープ(工事をともなわないもの)★
- ●歩行器★ ●歩行補助つえ★
- ★の福祉用具のうち、●固定用スロープ、●歩行器(歩行車を除く)、●単点杖(松葉杖を除く)と多点杖に ついては、下記の特定(介護予防)福祉用具販売で購入して利用することもできます。
- ●サービス費用について
- ▶用具の種類や事業者により金額は変わります。支給限度額(P6)が適用されます。

#### 福祉用具の購入を支援します

# 特定福祉用具販売 要介護 1~5

## 特定介護予防福祉用具販売 要支援 1・2

下記の福祉用具を、都道府県などの指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

- ●腰掛便座●自動排泄処理装置の交換可能部品●排泄予測支援機器
- 入浴補助用具 簡易浴槽 移動用リフトのつり具
- ●サービス費用について
- ●同年度で10万円を上限に費用の一部が介護保険から支給され、利用者は負担割合分を支払います。
- ●都道府県などの指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

# ○住み慣れた家を暮らしやすい環境にします

#### 住宅改修費支給 要介護 1~5

#### 介護予防住宅改修費支給(要支援1.2)

事前に市川市へ申請したうえで、手すりの取り付けや段差解 消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。

- ●サービス費用について
- 20万円を上限に費用の一部が介護保険から支給され、利用者 は負担割合分を支払います。
- 事前に申請がない場合は支給されませんので、ご注意ください。

# 事前の申請が必要です

申請が必要です

- ●手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑り防止や移動円滑化の ための床材変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- ●和式便器を洋式便器など に取り替え
- 上記にともなって必要と なる工事

10

# 介護サービス 要介護 1~5

在宅サービス)在宅で生活しながら利用できるサービスです。

# □訪問を受けて利用するサービス 訪問介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事・入浴・ 排せつなどの身体介護や調理・洗濯などの生活援助が受け られます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。



#### ●サービス費用のめやす

身体介護中心(20分以上30分未満の場合) ▶2.610円 生活援助中心(20分以上45分未満の場合) ▶ 1,915円

※早朝、夜間、深夜などは加算あり。

※共生型サービス事業所の場合は、障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

#### 訪問入浴介護

介護職員と看護職員に移動入浴車で訪問しても らい、浴槽の提供を受けての介護が受けられます。

#### ●サービス費用のめやす

要介護1~5▶1回につき13,546円

## 訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療 法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい リハビリテーションが受けられます。

#### ●サービス費用のめやす

要介護1~5▶1回につき3.249円

※20分間リハビリテーションを行った場合。

#### 居宅療養管理指導

通院が困難な人が、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養 士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受 けられます。

#### ●サービス費用のめやす

医師が行う場合(1か月に2回まで) ▶5,150円

#### 訪問看護

疾患などを抱えている人が、看護師などに居宅を訪問し てもらい、療養上の世話や診療の補助を受けられます。

#### ●サービス費用のめやす

訪問看護ステーションから(30分未満の場合)▶5,039円 病院または診療所から(30分未満の場合)▶4,269円



# ●施設に通って利用するサービス 通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、 機能訓練などの支援を日帰りで受けられます。

#### ●サービス費用のめやす

通常規模の事業所・8時間以上9時間未満の場合

要介護1~5▶6.991円~12.205円

※送迎を含む。

※共生型サービス事業所の場合は、障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

## 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴などの 日常生活上の支援やリハビリテーションが日帰りで受けら れます。

#### ●サービス費用のめやす

通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合

要介護1~5▶8.039円~14.548円

※送迎を含む。

# 短期間入所して利用するサービス 短期入所生活介護(ショートステイ) ●サービス費用のめやす(1日) (付設型・多床室の場合

生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常

要介護1~5▶6.361円~9.326円

※共生型サービス事業所の場合は、障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

#### 短期入所療養介護(ショートステイ)

医療施設などに短期間入所して、医学的管理のもとでの 日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

●サービス費用のめやす(1日)

多床室の場合

要介護1~5▶8,673円~10,993円

# ●施設に入居して利用するサービス 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者が、日常生活 上の支援や介護を受けられます。

●サービス費用のめやす(1日)

要介護1~5▶5.663円~8.495円









# ○日常生活上の介護を提供するサービス 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所 ●サービス費用のめやす(1日) して、日常生活上の支援や介護を提供します。 ●新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。

個室の場合

要介護3~5▶8,516円~9,979円

# ○リハビリや介護を受けるサービス 介護老人保健施設(老人保健施設)

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、 リハビリテーションや介護を提供します。

●サービス費用のめやす(1日)

個室の場合

要介護1~5▶8,380円~10,638円

# 医療を中心とした介護を受けるサービス

介護医療院

●サービス費用のめやす(1日)

長期の療養に対応した医療や、居住スペースでの 多床室の場合 日常生活上の介護などを一体的に提供します。

要介護1~5▶8.704円~14.368円

#### 施設サービスなどの費用について

施設サービスなどを利用した場合は、下の

へ

が利用者負担となります。

1サービス費用の 2 自己負担分

日常生活費・教養娯楽費 ●身の回り品の費用

利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額(基準費用額)が定められています。

■基準費用額:施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額(1日あたり)

●居住費……ユニット型個室 2,066円、ユニット型個室的多床室 1,728円、 従来型個室 1,728円 (介護老人福祉施設と短期入所生活介護は 1,231円)、 多床室 437円 (介護老人福祉施設と短期入所生活介護は 915円)

●食 費……1,445円

(介護老人保健施設・介護医療院の一部は令和7年8月から 697円)

#### 低所得の人は食費と居住費が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。所得に 応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます(特定入所者介護サービス費)。

#### ●負担限度額(1日あたり)

			食費		居住費等			
利用者負担段階		施設 サービス	短期入所 サービス	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	<ul><li>本人および世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者</li><li>生活保護の受給者</li></ul>	300円	300円	880円	550円	550円 (380円)	0円	
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計 所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入 額が80.9万円以下の人	390円	600円	880円	550円	550円 (480円)	430円	
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計 所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入 額が80.9万円超120万円以下の人	650円	1,000円	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計 所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入 額が120万円超の人	1,360円	1,300円	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額は、( )内の金額となります。

上の表に当てはまっていても①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合 ②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも、預貯金などが下記の金額を超える場合

●第1段階:預貯金などが単身1,000万円、夫婦1,550万円
 ●第2段階:預貯金などが単身650万円、夫婦1,550万円
 ●第3段階:預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円

# 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を続けるために地域の特性にあわせた サービスです。サービスの内容や種類は、市区町村によって異なります。原則、他の市区 町村のサービスは受けられません。

★サービスによっては利用者負担のほかに、食費、居住費等、日常生活費がかかる場合があります。

## ○24時間や夜間対応の在宅サービス

# 定期巡回•随時対応型訪問介護看護 要介護 1~5

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により、介護や看護、緊急時の対応などを受け られます。

#### 夜間対応型訪問介護 要介護 1~5

巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けられます。

# ○施設に通って利用するサービス

#### 認知症対応型通所介護 要介護 1~5 要支援 1



認知症の人が、デイサービスセンターで、食事や入浴などの日常生 活上の支援や機能訓練、専門的なケアなどを受けられます。

## 地域密着型通所介護 要介護 1~5

定員18人以下の小規模なデイサービスセンターで、食事や入浴などの日常生活上の支援や、 生活機能向上の訓練を受けられます。

※共生型サービス事業所の場合は、障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

#### ○複合的なサービス

## 小規模多機能型居宅介護 要介護 1~5 要支援 1・2

小規模な住宅型の施設で、通いを中心としながら、訪問や泊りのサービ スを組み合わせ、食事や入浴などの日常生活上の支援を受けられます。

# 看護小規模多機能型居宅介護 要介護 1~5

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通い、訪問、宿泊、看護をひとつの 事業所で受けられます。

#### ○地域に密着した入居サービス

## 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 要介護 1~5 要支援 2

認知症の人が、少人数で共同生活を送りながら、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機 能向上の訓練を受けられます。

#### 地域密着型特定施設入居者生活介護 要介護 1~5

定員29人以下の小規模な有料老人ホームなどに入居して、食事や入浴などの日常生活上の支援 や、生活機能向上の訓練を受けられます。

15